

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

総合規制改革会議 平成15年度第3回議事録

総合規制改革会議事務局

平成15年度 第3回総合規制改革会議議事次第

日 時：平成15年7月28日（月）15:00～16:43

場 所：永田町合同庁舎総合規制改革会議室

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 各ワーキンググループ主査からの報告
 - (2) その他
3. 閉 会

平成 15 年度 第3回総合規制改革会議 議事録(非公式)

1. 日時:平成 15 年7月 28 日(月)15:00~16:40
2. 場所:永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室
3. 出席者:
(委員)宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、奥谷禮子、神田秀樹、河野栄子、清家篤、高原慶一朗、八田達夫、村山利栄、森稔、八代尚宏の各委員
(政府)大村大臣政務官
(事務局)坂内閣府審議官、小平政策統括官、河野審議官、福井審議官、浅野間審議官、宮川事務室長、中山事務室次長

4. 議事次第

- (1)各ワーキンググループ主査からの報告
- (2)その他

5. 議事

○宮内議長 それでは、ちょうど定刻でございますので、ただいまから平成 15 年度第3回「総合規制改革会議」を始めさせていただきます。

本日は、国会会期末ということでお忙しい中でございますが、大村政務官に御出席をいただいております。なお、石原大臣、米田副大臣は御公務の関係上御欠席でございます。

本日は、11 名の委員が御出席の御予定でございます。

それでは、本日の議事内容を申し上げます。各ワーキンググループにおけますこれまでの検討状況や年末へ向けましての課題等につきまして、原則といたしまして各担当主査から御報告をいただくということを予定しております。その上で、本報告を持ちまして、当会議における本年度前半の取り組みを整理したということといたしまして、年度後半のさらなる活動につきまして、その検討に備えるということにしていきたいと思っております。

それでは、議事に入ります前に、既に御承知のとおりと思っておりますが、今月人事異動がございまして、事務局の体制がかなり変わりましたことをお知らせ申し上げます。

坂統括官、竹内審議官が御異動になられまして、その後任といたしまして、今日御出席でございますが、小平統括官、浅野間審議官が着任されております。

坂統括官、竹内審議官には、いろいろお世話になりましたけれども、今後の御活躍を祈念いたしまして、今日御後任のお二人においていただいておりますので、一言ごあいさつをいただきたいと思っております。

まず、坂統括官の後任といたしましてこられました、小平統括官です。

○小平統括官 7月 15 日付けで坂さんの後任ということで、去年の1月から実は内閣府にいたしましたけれども、今度担当が変わりまして、この総合規制改革会議についても担当をするようにということでございますので、まだ非常に経験も浅いわけでございますけれども、委員の皆様方の御指導をいただきながら、私なりに努力をしていきたいと思っておりますので、是非よろしくお願ひ申し上げます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、竹内審議官の後任としておいでになりました、浅野間審議官お願ひいたします。

○浅野間審議官 7月 18 日付けで竹内の後任でまいりました、浅野間でございます。よろしくお願ひいたします。

○宮内議長 ありがとうございます。これからよろしくお願ひ申し上げます。 それでは、本日の議事に入らせていただきます。前回の会議におきまして、各ワーキンググループにおける検討状況や、年末に向けた課題等を整理していただきまして、それを踏まえて例

年の中間とりまとめに代わる対応を検討させていただきたいと、このように私から申し上げておりましたが、その後事務局を通じまして御連絡させていただきましたように、本日は各ワーキンググループから検討状況等を御報告いただき、そしてこれらにつきまして委員の皆様方から御意見をいただくとともに、最終的に御確認を得ていただければということにしたいと思っております。

なお、今回は各ワーキンググループの活動や、今後の方向を整理し、御報告することを主な目的としてとりまとめていただいておりますので、全体を総括・整理する文章等につきましては、あえて作成することはいたしておりません。その点につきましても、お含みをいただきたいと思います。

その上で、これらの資料をもちまして、当会議における年度前半の中間とりまとめに代わる整理といたしたいと考えております。

それでは、具体的に議事に入りたいと思っておりますが、本日の進行といたしましては、便宜上各主査ごとに御説明をいただくこととし、御担当の分野が複数ある場合には、それぞれ検討状況をまとめて一度に御説明いただきたいと思います。

また、1つの分野につきましては、大体5分程度ということを目途にさせていただきまして、担当分野が2つございます場合は、全体で10分というような形であればと思います。

その上で、本日は時間の都合上、各主査からの説明を一通りすべてやっていただきまして、その後全体を一括して意見交換、質疑等にしたいと思っております。順番といたしまして、いろいろありますけれども「あいうえお」順ということになっておりまして、奥谷さん、神田さん、鈴木さん、清家さん、高原さん、八田さん、八代さん。それから今日は安居主査が欠席でございますので、代理といたしまして、事務局という順で御報告をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、アクションプラン実行ワーキングに関しまして、私から簡単に御報告を申し上げたいと思っております。

アクションプランにつきましては、前回の会議におきまして答申を決定させていただき、もう済んだことでございますが、7月15日会議を代表いたしまして、小泉総理に答申をお渡しいたしました。この内容につきまして、若干補足させていただきますと、私からは総理に対しまして、この12の重点項目はとても難しい、これまでの当会議、あるいは前身の体制ではなかなか言い出せないものばかりであった。しかしながら、今回は総理の裁断をお願いし、前向きに取り組むことができた。難しいものに今回突破口が開かれた、会議としてもこれから本格的に更に壁を崩していくべく努力をしていきたいというような意味のことを申し上げました。

総理からは、大きな制度的な問題であり、まずは種を植え、芽を出し、木に育つというプロセスを踏んでいくように、1つのプロセスが終わったところで次のプロセスに向かって頑張ってください。年度末までにまだ期間があるので、努力をしていただきたいと思いますというようなお話がございました。

また、当会議についての総理の御感想といたしまして、規制改革につきましては、民間からの要望を出してもらって動くものである。政治家の立場はなかなか難しくいろいろな問題があり、言い出しにくい。総合規制改革会議は民間人がメンバーなので、引き続きそういう難しい、言い出しにくい問題につきましても、意見・要望を出して頑張ってください。今後に期待している。こういうお話がございました。

大体そういうこととお話をいたしまして、答申をお受け取りいただいたということでございます。

また、さきに閣議決定されました、骨太方針2003におきましても、12の重点検討事項については、今回のアクションプランでの取り組みを改革の一里塚として引き続き規制改革に取り組み、その成果を本年末にまとめる総合規制改革会議の答申に盛り込むとされております。

したがって、当会議といたしましては、引き続き精力的に検討を進めていくことが欠かせ

ない課題ということになります。つきましては、これら12課題の取り扱いでございますが、これまでの経緯も踏まえながら、アクションプラン実行ワーキンググループにおきまして、引き続き一括して更に進めるということで取り上げてまいりたいと考えております。

なお、個別テーマごとの具体的なフォローアップにつきましては、適時私から関係いたします委員の方々に対応を御相談させていただきながら、検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

そういう意味で、アクションプラン実行ワーキンググループは、引き続き存続するという形で、このアクションプランに関しまして取り組んでいくということでございます。

以上、私からの報告でございます。

それでは、先ほど申し上げましたように、各ワーキンググループからの御報告をいただきましたと思います。それでは「あいうえお」順で奥谷さんからお願いいたします。

○奥谷委員 教育ワーキンググループの今回の検討方向としましては、学校経営におけるガバナンスの強化というところで、教育分野に関する課題について検討を進めるということで、四回のワーキンググループのヒアリング等を行いまして、その結果検討テーマのまず1番としましては、「大学など学校の情報公開の促進(財務情報・教育内容等にかかる情報の開示)」。例えば、大学で、特に私学等に人件費の割合などの詳細な学校経営に関する財務情報や、受験に関する情報、受験者数、合格者数、入学者数、卒業生の進路状況(就職先や就職率など)、教育内容等にかかる情報公開を促進するとともに、その実効性を担保する観点から、学校法人会計制度の見直しや情報公開、第三者評価などについてフォローアップを進める。

これは、要するに消費者が選択するための学校の情報をより開示するという消費者保護といえますか、これからどんどんとつぶれていく大学もあると思いますので、それが不良債権化していく可能性もあるということも踏まえて、情報公開ということを法的に義務づけて、第三者評価に関してはそれを実施する主体である認証評価機関の評価基準等の情報公開、認証評価機関に関する認証基準、認証取消の基準及びその運用についても検討を行う。

また、大学以外の学校への情報公開の義務づけ、情報内容の正確性の確保方策等についても検討を進めるということです。

第2番目には「国立大学法人に関する問題」、国立大学法人の制度化につきましては、複数の認証評価機関の間で公正で自由な競争が行われる環境整備が必要である。大学の評価の在り方、研究費の流れ等についても、ガバナンスの観点からフォローする。

例えば、学位事業機構という1つの認証機関がありますが、そこはやはりかなりの権威を持ってしまっている。一つひとつに関して国立大学の場合は、1社独占といえますか、1つのあれに対して力を持っていますので、そういう認証評価というものを分散させて、複数で評価をするというような、そこで公正で自由な競争が行われるような環境整備が必要ではないかということ、検討していただきたいということを提案しております。

それから、研究費についてですが、昨今問題になっております、個人の研究費といえますか、大体組織が研究費を取りまして、そしてそれを個人に分配する。その中で、使い方等につきまして不正が行われ、最近ですと、堤教授の不正な研究費流用とか、そういった問題が出てきておりますけれども、これも個人の研究費をもらっての使い方、制度の問題といえますか、一々細かい雑務といえますか、どう何を使ったかという会計上の処理の仕方とか、そういったものをきちっと実務レベルでサポートするようなシステムがあれば、そういった不正な使用というようなことが未然に防げるのではないかと、そういった周辺の個人が研究に専念をして、どんどんいい研究ができるような環境整備をどう作っていくかという、そういったシステムをまず作っていかないと、こういった不正防止を幾らやれやれといっても、制度上の問題に欠陥があれば、幾ら個人にどうのこうのと言っても難しいことがあるのではないかと。

ですから、研究費はやはり個人の研究にお金が行くような仕組みをどうつくるかということ

が、1つの大きな検討課題ではないかということをお願いしたいと思います。

第4番目としましては「私立学校審議会の見直し」、これも構成員・運営を含む私立学校審議会の見直しの状況についてのフォローアップを行う。これはもう前々からとっくに出ておりますけれども、構成員に対して半分以上は民間人を入れるというようなことも検討してはどうかという意見が出ております。

最後に「コミュニティ・スクールの法制化」ということで、コミュニティ・スクールの設置手続や「地方学校協議会(仮称)」の設置と機能等の明確化、及び都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校長、地域学校協議会の四者についての教員任免等に係る権限の在り方等の明確化など、コミュニティ・スクール導入のための法制化に向けた検討について、フォローアップを行っていきたい。

以上5つが我々の教育ワーキンググループの、これから検討していただきたい課題として提案いたします。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、神田さん。

○神田委員 私の方からは、その次の資料になりますけれども、「基本ルール・基盤整備WG」、それからその次の「法務・金融・競争政策WG」の両方を続けて御報告させていただきます。

まず、基本ルール・基盤整備ワーキンググループでありますけれども、検討の方向性は前にも申し上げましたことですが、これまでのこの総合規制改革会議の活動を含めて、規制改革推進体制というものをここでよく考え直して、その基礎となるスキームというものをきちんと構築しましょうということであります。

今までも行われてきておりますけれども、その中で規制の新設審査ですとか、パブリック・コメント制度のノーアクションレター制度、そういったものについてもきちんと整理し直してはどうかというのが、検討の方向性であります。

これまでのワーキンググループの開催状況は、そこに書きましたとおり、3回開催いたしました、まず基本的なところを委員の間で話し合いました。

それから、日本経団連、総務省からヒアリングというか、意見交換をいたしました。そして3回目には、早稲田大学の山本教授から御意見をいただいて、意見交換をさせていただきました。

以上を踏まえまして、現時点での検討テーマということになります、3のところに書いてあることですが、まず第1に、そこにも書いてありますように、規制のクオリティコントロールということをきちんとする必要があるのではないかと。その場合に、そもそも何をもちいて規制と呼ぶかということから始めないといけないのかもしれませんが、そういうことが第1点です。

第2点は、規制の新設、改廃ということで、新たに設ける場合が主たることになりますけれども、諸外国で行われていますような、RIAという規制が導入されることによって、世の中にどういう影響が及ぶのかということをきちんと分析した上で、規制を導入するようにする。

そしてまた今、既に存在していますけれども、現在の規制の新設審査というのは、行われてはいるのですけれども、果たして今の状態でいいのかという問題があるかと思えます。

次のページにいただいてまして、パブリック・コメント手続の見直し、これも既に行われておりますけれども、これも省庁によってやり方に若干ばらつきがあるというようなことがあります。それで、パブリック・コメント手続もそうですし、例の日本版ノーアクションレター制度等もそうですけれども、現在法律に基づいた手続ではありませんで、閣議決定ですとか、閣議了解ですとか、そういったものに基づいて行われているわけです。何でも法律に基づかなければいけないというわけではないのですけれども、考え方としてはこういった規制に、今は新設の場合と改廃

の場合ですけれども、きちんとした手続というものをスキームとしてつくる。そしてその中で現在のやり方を更に改善する必要があるのではないかとというのが問題意識であります。

3点目は、既に存在している規制をどうするか、新たに導入する規制について、何らかきちんとした審査の仕組みをつくったとしても、既に存在しているものも何か総ざらいしないといけないわけで、かといってこれも規制をどう定義するかという問題がありますけれども、まず規制の一覧表というか、棚卸しをつくってやらなければいけませんので、作業的には膨大にはなりますけれども、どういうものを規制とするかということを整理して、総点検できるのかどうかということが検討課題になっております。

カッコ4ですけれども、先ほどちょっと申しました、今度は規制を運用していく上での日本版ノーアクションレター制度、これもまだ発足したばかりで、やや様子を見ているところがありますけれども、その問題。

それから、行政手続法、これは既に行革委員会時代にできて、何年か経つわけですけれども、なかなかこれがつくったときのような運用が必ずしもされてないというか、余り使われてないという実態がありますので、ちょっとこの辺りも併せて再検討してみる必要があるのではないかと、点検してみる必要があるのではないかとということでもあります。

カッコ5は、規制改革推進体制、政府の中でこの総合規制改革会議のような組織が、今、頑張ってきているわけですけれども、そういったものを今後どう考えていくかということ。

それから、特区等の他の組織とこの規制改革の組織がどういう連携を取っていくべきかというようなことが課題になろうかと思えます。

最後に6番目といたしまして、地方公共団体のレベルにおける規制、この改革をどのように進めていくのか、特に国の関与との関係という難しい問題ですけれども、それも併せて検討できればというふうに思っております。

以上が「基本ルール・基盤整備WG」の方でありまして、次に「法務・金融・競争政策WG」の検討状況等について御報告させていただきます。

こちらのワーキンググループの御報告につきましては、おわびが若干あります。まず最初に、この主査ペーパーというものを急いでつくらなければならない状況に追い込まれましたものですから、このワーキンググループの他の委員の皆様方の御意見をあらかじめお聞きする時間がございません。これまでの開催状況のところには、委員の皆様方にも参加していただいておりますけれども、それ以外の点につきましては、時間の関係で大変申し訳ありませんけれども、主査として私が今日用意させていただいたものでございまして、ワーキンググループの委員の皆様方の御意見は伺っておりません。そのことをまずおわび申し上げます。

したがいまして、そういう意味ではたたき台的な、現時点における私、主査としての感想であるというふうに御理解いただければと思います。

もう一点、他のワーキンググループと重複するような項目が後で検討項目の案として出てまいります。この辺も十分に他のワーキンググループと連携しているわけではありません。これは重複した方が落としてしまうよりはわかりやすいということで、後からどこが担当するかということでは決められるであろうということで、余り重複を気にせずに書いております。

以上ちょっとおわびでございまして、ペーパーの方に入らせていただきます。検討の方向性は、法務・金融・競争政策共通の面もあるのですが、多少ニュアンスが違う点もありますので、そこでは分けて書いてみました。

いずれも、これまでの考え方と基本的には同じであります。法務の方は新規事業の支援ということ。それから、金融とも関係しますけれども、資金調達の仕組みの改善といったようなことからの基本的なインフラ整備ということでもあります。

金融でありますけれども、競争制限的な規制の撤廃と、いわゆる市場型間接金融という流れの促進ということでもあります。

後で申し上げます社債法制と融資法制の連続化ということについては、検討を開始しております。そういったものを含めて、基本的なインフラ整備を検討することです。

なお、この個別規制改革要望というものが出ておまして、6月に収集をして、またこれからもするわけですが、実際に寄せられました項目を詳細に見ておりませんが、数で見ますと金融が相当多くありまして、半数以上が恐らく、数だけでいいと金融ということになっていると思います。金融の分野の項目は見させていただきましたけれども、これらは相当細かい話が多いのですが、しかしいつも八代先生などと言っておられますように、規制は各論に宿るといふ面もありますので、細かい個別の要望項目というものについても、できる限り取り上げたいというふうに思っております。

競争政策ですけれども、これはこれまでと同じ視点でありまして、競争環境の一層の推進ということになります。

これまでのワーキンググループですけれども、法務と金融を合同いたしまして、先ほどちょっと申しました社債法制と融資法制の連続化というテーマを取り上げて検討してまいりました。話すと長くなるのですが、問題意識というのは現在社債についての制度というもの、借入れについての制度というのは、幼稚園と保育園ほど違わないかもしれませんが、相当別々でばらばらになっております。

しかし、実際問題としては、その間の世界というものが重要になってきておりますし、両者は融合現象が実務的には生じている。それを制度が妨げる結果、効率的な金融というものを妨げている恐れがあると考えられます。そこで、その制度を改革しようというのが問題意識であります。

時間の関係で、次のページにいかせていただきまして、これまでそこに書きましたように、民間の銀行からのヒアリング。それから、中小企業庁、経済産業省からのヒアリング。このときは、たびたびここでも御指摘のありました個人保障についてのヒアリングもさせていただきました。

そして次に社債法制、借入法制ということで、法務省と金融庁からヒアリングをしております。

他方競争政策の方は、そこに書きましたとおり、事務室レベルにおいて政府調達制度の見直しと独禁法のエンフォースメント体制の見直し・強化等についての取り組み状況についてヒアリングとフォローをしていただきました。

そこで、3の「今後テーマ案」ということですが、現時点におきましては、なかなか難しいのですが、そこにとりあえず考え得る候補というものを、項目だけ挙げさせていただいております。注というところに書かせていただきましたように、これは現時点における候補に過ぎませんので、これを全部やるという趣旨では必ずしもありません。また、これら以外にもテーマとなり得るものはあるわけでありまして、その辺の選択というものは、冒頭申し上げましたように、まだ委員の皆様方も御相談する時間もございませんで、今後慎重かつきちんと検討しなければいけないと思っておりますけれども、書いてないものについて口頭で若干補足させていただきますと思います。

そういう趣旨で、便宜法務・金融・競争政策に分けておりますけれども、法務では株式会社に関する最低資本金規制の特例というか、見直しということです。もう一つが、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、これは既に検討は開始しておりますけれども、既に検討は開始しておりますという意味は、昨年度までに既に取り上げて、この総合規制改革会議の答申に既に載っているものですが、日本版リミテッドパートナーシップですとか、有限責任組織(LIC)の創設であります。

金融の分野の最初は、先ほどから申しております、社債法制と融資法制の連続化。これは法務とも関係しますので、法務の方にも書くべきだったかもしれません。

その次が、金融サービス法制の改組・横断化するというものでございます。

もう一つが、これも検討ということで、行革委員会以来検討は続けられているものですが

も、生命保険の構成員契約規制の撤廃であります。

競争政策の方ですけれども、これまでも政府調達制度については、ずっと引き続き検討してきておりますけれども、その根本にある官公需制度というものの、やはりこれが基本に今、存在しております、その抜本的な見直しということがあるのではないかということでもあります。

次が、これもこれまで取り上げてきたものでありますけれども、フランチャイズシステムに関する制度整備。ちょっとわかりにくいと思いますけれども、括弧内に書きましたように、情報開示制度をサービス分野へも適用拡大していくということでもあります。

最後になりますけれども、これも昨年取り上げたものでありますけれども、公益事業に関する分野横断的な競争促進ルールの整備。公益事業の分野についての競争促進ルールというのは、きちんと確立していないという問題意識を持ってやっております、それをきちんとしようということでもあります。

ここには書いておりませんが、口頭で補足させていただきたいのは、金融ということですが、金融をやっている者の間では、当たり前というか、ある程度共通の認識があると思うのですが、大きな問題の1つに公的金融というウエートが非常に大きいというか、大き過ぎるという問題があると思います。公的金融にもいろいろありますけれども、そういう意味でいいますと、今年後半どのくらいできるかわかりませんが、いわゆる郵貯・簡保問題というか、郵貯・簡保の改革というものもテーマにはなり得るのではないかとこのように思っております。

この辺りは、議長始め委員の皆様方の御意見を伺った上で、そしてまたワーキンググループの委員の皆様方の御意見も伺った上で進めていくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、鈴木さん、お願いいたします。

○鈴木委員 まず最初に、ITWワーキンググループでございますが、このITワーキンググループにつきましては、これまでワーキンググループはあるけれども活動はせず、存在すれど活動せずということでやってきたわけなんですけれども、もともとこのITの問題につきましては、これは当然3か年計画の中の主要な部分を占めておるわけでございます、今までやってこなかったという点も含めて、3か年計画の中に盛り込まれておる内容について、その後世の中も大分書わってきておるし、御案内のように先般はついにNCC3社が総務省に対して接続料の引き上げというのは無効であるという訴訟を提起しておる。あるいは、公取によるNTTに対する立ち入りのようなものも行われているということで、だいぶ様も変わっておるんじゃないかということで、3か年計画の中で示されておる内容が着実に実行されておるのか、フォローをするのが我々の責任であろうかということで、その視点から取り上げたいというふうに思っております。

ページをめくっていただいて、次に医療・福祉WGでございますが、これまでのワーキンググループといたしましては、1回の勉強会を含めまして6回ほどやっております。内容につきましては、次のページをめくっていただきますと、いわゆる株式会社問題だとか、あるいは混合診療だとか、あるいは医薬品の薬局以外での販売というのは、これはもうアクションプランワーキンググループで今後も詰めていくという事柄になるわけでございますけれども、今年度の一番主要な問題としては、要するにIT化という問題、私はこれが医療の世界の中における最初であり、かつ極めて大きな変更を医療界に持ち込むものだというふうに思っておりますので、それに対して極めて具体的な問題に取り組んでみたいと思っております。

理想像を言いますと、カルテというものが電子的にできて、そのカルテというものからレセプトというものが算出されて、それがインターネットを使ったオンラインによって審査者、つまり保険者だとか、受託を受けた第三者、あるいは診療報酬支払基金という、そういう審査者のところにこれがオンラインで流れるという形をまずつくって、そしてこのカルテ情報というものをきちっと積み上げて、そしてエビデンス・ベースド・メディスン(EBM)と言っておりますけれども、根拠に

基づいた治療法という、そういう医療の標準化というものを進める。

その医療の標準化を進めていけば、当然医療費を標準的なものから算出することができる。その算出せられた医療費に基づいて、包括定額払い、DRGPPSという言葉にたどり着くと、これが1つのピクチャーであるというふうに思うわけです。

そうしますと、今の出来高払いというのは、これは乱診・乱療の基であるし、腕のいい医者が腕を発揮するというチャンスには恵まれないわけです。それに対して、今のようなDRGPPSというのをよい制度設計をすれば、そういう人たちが恵まれるという形になって、医療の世界の中に初めて競争が導入できる。

こういうことでありますので、この方向のスタートを切るというのでやっておりますけれども、その歩みが遅々として進まない。それには、いろんな原因があるわけですが、そこら辺の問題に対して、やりましょうはもう既に2001年で全部決まっておるんです。しかし、第1歩であるレセプトの申請につきまして、ではどういう基本的なソフトでやっていくのか、勿論電子的にやっていくわけですが、病院の側が発するソフトも、それから保険者の側が受け取るソフトも全く同じでなければならぬわけです。そういうものを同じにする、用語も同じにするということが、これはレセプト、カルテを通じて同じことであって、そういうところをまず決めないとスタートに着けないわけです。

それに対して、今、こっちの方がいい、あっちの方がいいということで、そこが決まらない。それはもはや我々が決めてあげないといけない問題だというふうに思っておりますので、極めて個別具体的に、このソフトをお使いなさいというようなところに入り込んでいきたいと思えます。

そして、更にそれをオンライン化するに当たっての手段が必要なわけですし、要するに放っておいたら面倒臭いという形になりますから、オンラインで請求したのに対しては、やはり何らかのアメとムチというものを考えて、これを促進していかなければいけないことがありますから、その問題を具体的に今年度は取り組んで決めていきたいというふうに思っております。それが本年度の医療に関しての一番の目玉として取り上げたいと思えます。

一番上のレセプトのオンライン請求を中心云々、電子レセプト、カルテの電子化、診療報酬点数の明確化・簡素化、EBMの推進、ここまでの段階はすべて医療におけるIT化の推進、しかも具体的なやり方としての問題、これを言ったものでございます。

それに関連しますけれども、複数の医療機関による患者情報の共有という問題について、この2年間いろいろな形で研究してまいりましたけれども、今年度もこの問題を取り扱っていきたいと考えております。

更に医療提供者に関する情報提供というものの、このデータベースもしっかりしたものをつくっていくということで、これも今年度の問題として取り上げてみたいと思えます。

価格決定方式の見直しとして、中央社会保険医療協議会というもので医療価格は決まるわけなんですけれども、その透明化、中立化、公正化、これは2001年のときにそういうことを言っておるわけですが、どうやったら透明になり、どうやったら中立になり、どうやったら公正になるかということで、同じ透明化、中立化、公正化をやるということではなくて、具体論という問題として取り上げていきたいというふうに思っております。

更にこれは特区において既にスタートしようとしておるわけですが、外国人医師だとか看護婦による医療行為というものを、対象を場合によっては限定し、あるいは限定せずに、これを一般的に認めるということについては、これも検討に値する問題として考えてみたいと思えます。

薬をやっているつくづく思ったのですが、一体このところの関係というのはどういうことなんだろうというところがよくわからないのですが、今、薬学教育に6年生を導入しようとしておるわけです。程度を高くするのはそれ自身は結構なんですけれども、薬剤師はどうかというところ、厚生労働省の調査によると、2019年以降は20%の過剰になるという報告書を出しておるわけ

です。ところが、私のところへ、あそこで売ってもらっては困ると言ってきた人たちは、異口同音に薬剤師が足りないということをおられる。一体そこら辺に何があるのか、果たしてそれが需給調整的なものがあるのか、ないのか。そこら辺の問題というのは少し考えてみなければいけないと思っております。それが次の課題です。

それから、保険者の薬局との協力関係で、簡単に言ったら薬剤師常駐義務というのは、それはそれとして意味がありますけれども、多少無理なところもあるわけですから、例えば薬剤師がいないときに電話で対応するようなシステムというのは、これは考慮に値する問題でありますので、それを考えてみたいということでございます。

最後に福祉問題ですけれども、高齢者、特に痴呆性的高齢者を対象として、先般厚生労働省はヒアリングでも、家庭でもない、そして施設でもないという、それを新型のケアハウスと言っておりますけれども、そういう方向を将来的に目指そうと考えておるようでございます。それ自体私は結構なことではないかというふうに思いますが、その制度設計だとか、あるいはそれをやるに当たって他の規制というものが、早い話が例えばどういう施設を使ってというときに、消防法だとか建築基準法というものが何かの邪魔をしないのかという問題もあろうかと思っておりますから、制度そのものの設計自体と、更にその制度を設計するに当たっての支障というような問題をベースとしてこの問題に取り組んでみたいと思っております。

医療に関しては、以上であります。

続きまして、エネルギー・運輸でございますが、エネルギーにつきましては、2001年にかなり大きな改革を提言して、その部分は相当程度に推進されてきたと言っていると思いますが、しかしまだまだ残る問題はあるということで、今年度もこの問題を取り扱いたいと思っております。

まず、エネルギーですけれども、御案内のように自由化につきましては、第1次自由化というのが2,000kw以上、つまり超高圧のものが自由化の対象だったわけです。これが来年500kwになり、そして再来年に50kwになる。しかし、その後の一般家庭になるのはいつかと言ったら、2007年以降に検討を開始するという、これは1回エネ庁が使った手ですけれども、それを言っておられて、我々の言う全面自由化というものには時間が相当かかる形になっておりますので、果たしてそんなことでいいのかということ、スタートしたばかりというか、まだスタートもしていないんですけれども、その次という問題をしっかり視野に収めてもらおうということで、この問題を考えたいと思っております。

それに先立って、いわゆる非自由化の顧客に対しても、売れるようなシステムというのを少し導入していったらどうだということで、家庭用燃料電池によって電力供給をする人、あるいはその人にガスを売る人、これは使用料によっては非自由化の範囲内に属しておる。しかし、燃料電池というのは、別に系統の電線を使うわけでも何でもないんだから、いろいろ難しいことを考える必要はないわけですから、それは全面自由化を前提として考える以上、先行的に実施をしても、売ってもいいじゃないかという考え方がある。

それから、例えば風力だとかいうものを使った自然エネルギーによる電力というものは、これは以前にも考えたことがあるんですけれども、やはりエネルギー、環境に関心のある人がおるから、その人たちというのは、自分は買いたいと言ったとしたら、多少高くてもそれは買うわけですから、そういう人たちには家庭用であって、非自由化の範囲ですけれども売ってもいいじゃないかと。こんな発想からこの問題を先行的にやるものを取り上げつつ、しかも時間をかけてじっくり検討しますとおっしゃっておられるのに対して、早く検討をして結論を出すようにしてくださいということをやろうと思っております。

2番目は、さっき神田先生が言われたことと重複する点がありますけれども、要するに電力、ガス、それから情報通信というものの間においては、近時非常に相互に乗り入れというか、相互の競争関係というのが顕著になっております。例えば、電力会社がガスを売ると、それからガス会社が電力を売る、しかし電力会社がガスを売る方が早く行われるし、量も圧倒的に電力

会社の方がガスの購入量は多いというような状態から、いろいろな問題を起こしておるといことがございます。

更にNTTは電力をつくって、これもまた自分が使うとともに人に売るという。

それから、電力会社は、大変結構なことですけれども、情報通信の分野に対して入っていきうとしているということで、かつての時代に比べたら、そういうインフラ産業というものがこの間の入り乱れる現象というのが極めて顕著になってきておるわけでありまして、それがそれぞれの両方の中で切り捨てられておるといのが現状であります。

ですから、こういう現状の中で最も望ましい競争促進の方法というものは何かと、しかも公平な競争というのをやる条件は何かという問題を、電力、ガス、情報通信というのを担当している関係から、これを今年度は扱ってみたいというふうに考えております。

更にガスにつきましては、一般ガス事業者については、供給区域という規制があるわけでございますので、これの撤廃ということを考えてみたいと思います。

更に原子力情報の公開という問題も取り上げてみたいと思っております。

運輸でございますけれども、内航海運に関しては、現在許可制であるわけですけれども、これの市場競争を促進するために、許可制を緩和して、別の登録制とかそういうものに持っていくというようなことを検討してみたいと思います。一部にありました外国船が内航に就航する問題についても、1つの検討課題であろうかと思いますが、ちょっとこれはいわゆるカボタージュというふうに言われておりますけれども、国際的な相互主義という問題があるので、この中で議論するか、あるいは議論しないか、これは将来もって問題にしたいと思っております。

時間もありませんので、あとはタクシーの駅構内への入構ということで、これもかつて何度も取り上げたことのある問題ですけれども、民々の問題になっていく要素が非常に大きいので、それをどうしようかということを考えて、この問題を考えてみたいと思います。車高制限、積載条件という問題ですけれども、これも昨年の答申でこれについてその方向性は打ち出しておるわけですけれども、車高についてはある程度目途はきちっと立っておるんですけれども、重量については現在は36トンですけれども、これが44トン程度にならないとISO規格には合致しないと、物が運べないということになるわけですから、これは高くしますと言っておりますけれども、どれだけ高くするんだということを検討してみたいと思います。

高速道路における自動二輪、これはいわゆる納期がやっきたという話で、これを検討して世界に向かって、これを禁止しているのは日本と韓国だけということに対して、きちっとした言い訳が付くならばそれでよろしい、付かないならば認めたらどうだという問題について納期が来ておりますので、この結論を得たいと思っております。

最後に車検制度というものの在り方ですけれども、要するに車検制度というものは臨調で最初に規制緩和をやったときの一番最初の玉だったわけですけれども、それから二十何年経って何がどれだけ違ったかといったら、いろいろなところは多少変わりましたが、最初の2年が3年になっただけというのが実態でありまして、規制緩和が進まない代表例としていつも挙げられる話でございます。この問題についても、今年は少し勉強してみたいと思っております。

2分ほど超過して済みませんでした。

○宮内議長 ありがとうございます。ちょうど先ほど退任のごあいさつをしていただこうと思っておりました、坂統括官に駆け付けていただきましたので、途中ですけれども、一言お願いいたします。

○坂元統括官 まず最初に、遅れまして申し訳ございません。実は私、今度の担当のうちに防災というのも入っております、今、中央防災会議があったものですから、そちらに出席しております、どうも遅くなりまして恐縮ございました。

大変お世話になりましたが、ちょうど当会議発足以来ずっとお世話になったわけでございますが、7月15日付けをもちまして、内閣府審議官という役職を命ぜられました。担当でございま

すが、担当は5つほど命ぜられておりまして、1つが産業再生、それから食品安全、これはいずれも最近に内閣府の仕事になった分野でございます。谷垣大臣が御担当でございまして、谷垣大臣にお仕えする。

それから、原子力と個人情報保護、個人情報保護も最近法律ができたわけでございますが、これは細田大臣が御担当になっておられまして、細田大臣にお仕えをする。

それから、先ほど申し上げました防災でございますが、鴻池大臣が御担当になっておられまして、防災はちょうどここ1週間ぐらい、九州の大雨から始まりまして、宮城県の地震といったことで、このところそちらで若干ばたばたしていたということでございます。いずれにしましても、大変お世話になりましたが、今度ともまたひとつよろしく願いたいと思います。どうもありがとうございました。

○宮内議長 坂さん、長い間どうもありがとうございました。今度の御活躍をお祈りしております。ありがとうございました。

それでは、続けさせていただきます。ちょっと時間がせっておりますので、早口でおっしゃっていただければ大変ありがたいと思います。

清家さん、お願いいたします。

○清家委員 これまで、この雇用・労働のワーキンググループでは、この分野で早急に進めるべき規制緩和について、厚生労働省とぎりぎりの議論をしてきて、既に労働者派遣法、労働基準法、あるいは職業安定法等について、国会に所要の法案の改正案が提出され、一部はもう既にその改正を見ているところでございますが、まだなお平成15年度中に規制を緩和するという約束をいただいている部分について、実施状況をまずしっかりとフォローアップしていきたいと思います。

その上で、今年度は総合規制改革会議の最終年度に当たるということもございまして、雇用をできるだけ増やすということ、それから雇用の選択肢を拡大すること、そしてできるだけ労働者の利益になるような規制緩和は前倒して積極的に行うという原則に立ち返りまして、雇用の規制の在り方の抜本的な見直しを行う、少し中長期的な課題も含めて議論することをお前回御報告したわけでございますが、それに従いましてワーキンググループを3回これまでに開いております。

まず最初に、今後の進め方についての議論と、そして日本労働研究機構の花見会長からのヒアリングを行いまして、第2回目にはお二人の専門委員、小嶋専門委員と森戸専門委員の方から、本年度の進め方に関するレポートを提出していただいて、それをワーキンググループで議論いたしました。

そして第3回目に、今日提案いたします、今後の取り組みも含めて、厚生労働省に対して問題を投げかけてヒアリングをしております。

今年度は、以下の項目について、9月以降更にヒアリングや議論を通じて検討を深め、ワーキンググループとしての報告をとりまとめたいと思っております。大きく4点ございます。

1つは職業紹介、労働者派遣の規制緩和でございまして、有料職業紹介事業の休職者手数料に関しては、一部規制の緩和が進んでおりますけれども、更に悪質業者によるピンはねなどを防止する措置を講じた上で、求職者の選択肢の拡大という観点から、求職者手数料にかかわる対象者規制を最終的には撤廃するというような方向で抜本的に緩和すべきではないかという問題意識を持っております。

もう一つは、労働者派遣事業に関わる事前面接の全面禁止ということで、これは御承知のとおり紹介予定派遣につきましては、既に我々の要求を入れていただいて、全面解禁になっているわけでございますが、それ以外の派遣についても、派遣先事業主と派遣事業者との的確なマッチングを促進するために、事前面接の全面解禁をするべきではないかというふうに主張していきたいというふうに思っております。

2つ目が、労働基準法等の分野において、労働時間規制の適用除外、いわゆるホワイトカラーエグゼンプションの制度を導入すべきではないかという点でございます。御承知のとおり、現行の労働時間規制は、工場で働く労働者等の定型労働に従事する労働者を念頭に置いてつくられておりまして、こうした労働時間規制にはなじまない、非定型的な労働に従事する労働者については、むしろ現在はいわゆる裁量労働性といったようなことで、労働基準法の適用とした上で、みなし労働というような形で裁量労働にしているわけですが、むしろこれはすっきりと労基法の適用除外という形にすべきではないかというふうに考えております。

その際、現在は裁量労働性の適用対象労働者とされているものについても、健康・福祉等の確保という措置、及び苦情の処理の措置をきちっと講ずるということを使用者に義務づける等のことをすれば、これをすべて適用除外の対象としてもいいのではないかというふうに私どもとしては考えております。

3つ目は、これも懸案でございますけれども、募集・採用における年齢制限の緩和ということで、年齢制限を設ける事業者に対して、一部できるだけそれをしないようにというような努力義務の規定が我々の要求を入れて設けられたわけでありまして、更に現在幾つか政府の方が年齢制限を設けることができる理由を列挙して、そのどれに当たるかというようなことを、年齢制限を設ける場合には事業者に対してチェックすることを求めているわけですが、むしろ本当にそういう年齢制限が必要であるかどうかということ、事業者自ら説明をしてもらうという説明責任をより厳格なものにすることで、年齢制限の緩和、あるいは最終的な撤廃に向けていくということでございます。

4つ目は、事後監視・監督、これも我々が従来から強調している点でございますが、特に今回は、これもこれまで議論してきて、まだ少し積み残しの部分として、有料職業紹介事業の監督体制として、現在、有料職業紹介事業は同じ職業紹介事業を行っておりますハローワークが実施しているわけですが、これは同じような仕事をしているものが、同じような仕事をしている民間事業者を監督するという状況になっておりますので、これについては早急に是正していただきたいと。

少なくとも、例えば地方労働局等の直接ハローワークのような職業紹介を実施している機関ではないところにこの監督機能を移してほしいということでございます。

前回行いましたヒアリングの感触では、(1)については、かなり考え方の違いがまだ残っております。(2)については、その趣旨は理解するけれども、なかなか実施は難しいというようなことだったというふうに思います。

しかし、この(3)(4)については、厚生労働省としてもできるだけ速やかに検討を行っていきたいというようなのが現在の状況でございます。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、高原さん、お願いいたします。

○高原委員 それでは、努力してできるだけ短くやりたいと思いますが、私は14ページと15ページの2ページに、事業活動円滑化WGの取り組みについて報告をしております。まず、1番目の検討の方向性ですが、通年を、の2つに絞りまして、前半はの個別規制改革要望全般への対応ということを重点にやってきました。その、は四角で囲っておりますけれども、この2つを規制改革活動の重点にしようと思っておりますが、まずはプロセスの明確化ということで、今年6月に構造改革特区推進室と連携をいただきまして、構造改革特区の第3次提案と同じ時期に、6月を集中受付月間として募集をいたしました。

その前に2ページ一番上にありますように、これまでのワーキンググループの開催状況でございますが、全国キャラバンを5回やるというような形で、この6月の規制改革集中受付月間というのを、非常にPRをやりました結果、585項目の要望が寄せられました。お手元に厚い形

でお届けしていますが、これを整理しまして、事務局に協力をいただきまして、384 というふうに重複を整理いたしましたけれども、先週 18 日に各関係省庁へ検討依頼をお願いしまして、25 日には第1回目の回答をいただいております。現在、事務局の方で精力的に検討をいただいておりますが、今後は9月の政府決定に向けて要望事項の対応に注力をしてまいります。

スケジュールでございますけれども、2ページに書いておりますが、いわゆる今後検討テーマの進め方については、2ページの下段の四角の中でお示しをさせていただいておりますけれども、8月中にそれぞれ事務局にもお願いをいたしまして、事務局と各省庁の間で折衝をさせていただくということになっております。事務局同士の折衝の中で、なかなか改革の実現までこぎ着けることが難しいというような場合には、適時円滑化ワーキンググループを開催いたしまして、民主導で関係省庁との折衝も行いたいというふうに考えております。1つお願いがございませぬのは、例えて言うところリースやクレジット債権などの流動化を対象にした特定債権法の廃止であるとか、あるいは出資法、商品ファンド法の見直しなど、金融分野を分野横断的に再構築するような大きな問題がございましたり、八代さんの方の関係でいいますと、農地のリスト方式による株式会社参入を全国規模で展開してほしいなどという、特区の特例措置に関する全国展開の関係の要望が 23 も来ておったり、あるいはまた医療のレセプトの電子媒体化というようなことで、医療の分野なんかも来ておりますし、八田さんに関連したものでは、事業用の定期借地権期間の引き上げで、20年を30年にしてほしいとか、そういった既存の縦割ワーキンググループに既に検討していただいているものも多いので、こういったことについては皆さん方の専門の知見をいろいろ出していただきながら、事業活動円滑化WGに是非とも参画・協力していただいて、是非共同で進めさせていただいたらというふうに思っております、その日程につきましては、早急に事務局と打ち合わせをして、幾つか提示をさせていただきながら、調整をさせていただきたいと思っております。

以上、はしりましたが終了いたします。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、八田さん、お願いします。

○八田委員 私の方は、「住宅・土地・公共工事・環境WG」における検討状況について御報告いたします。大変長い名前のワーキンググループなのですが、大きく分けまして2つに主題が整理できます。

1つは、不動産市場が円滑に機能するための基盤をつくるということです。その中には、検討の方向性で重視してまいりましたのは、借家制度の改善、不動産取引価格情報の開示、不動産競売におけるさまざまな諸制度の改善、日影規制、そういうようなことについて主に検討してまいりました。

環境については、特にヒートアイランド問題について、これまで検討してまいりました。これまでの開催状況としては3度開きまして、国土交通省、法務省、環境省の方たちにお話を伺いました。このページに書いてあるとおりであります。

このワーキンググループでは、9月以降これまで検討してきたテーマを広げて、新しいテーマも含めて検討しようと思っておりますが、現時点での各項目についての検討テーマを詳しく申し上げますと、次のとおりになります。

まず、借家制度の更なる改善についてですけれども、これは現在法務省で検討しつつあります。その検討過程について、私どもの方からも御意見を申し上げているという次第です。特に今のところ議論してきたことは、例えば居住用の建物については、当事者が合意しても従来の借家から定期借家には変えられないという、切り替えの禁止ということが現在の制度でございませぬので、これができるようにと。

あるいは、定期借家契約締結の際に、書面による説明義務というのが前段階でありまして、これが結構障害になっておりますので、こういうものを廃止するといったこと。

今度は、定期借家ではなくて、従来の借地借家法上の正当事由の在り方自体についても、これを整理して、もっと使いやすいものにするということを検討の中身として考えております。

それから、2ページ目、2番目の不動産取引価額情報の開示については、これは3か年計画でもって、国土交通省を中心として法務省等の関係省庁が連携して検討していただきたいということを申し上げたのですが、その後具体的な検討が始まりまして、基本的には登記そのものには取引価額を載せないが、登記の際に取引価額を報告して、そしてそれを国土交通省が維持管理する情報ネットワーク、地図情報システムの上に乗せて、だれでもがそれを見られるようにする。そういう方向で今、検討していただいております。これについての審議状況もこれからフォローアップしていこうと思っております。

それから、不動産競売における最低売却価額制度及び内覧制度については、これに関連した法律がつい25日に成立したわけですが、これをまた一段と内覧制度を充実させたり、それから最低売却価額制度を廃止するという方向で進めていただきたいということで議論しております。

それから、日影規制、これについても我々は注力しております、1つは日陰が当たる方が、当事者が合意しても、当たっても構いませんと言っても、一定以上日陰が当たると今は違法建築になるということがありますから、当事者間での合意に基づいてこれを弾力的に運用できるようなシステムを構築できないだろうかというのが、1つの観点です。

もう一つは、都心では日影よりも天空率というようなことが実際的に重要ではないか。したがって、そういう方向にこの規制を変えていく余地があるのではないかと。そういう観点から検討を進めております。

ヒートアイランドについては、これはどうも基本的には東京特有のというか、日本の都市特有の現象らしくて、ニューヨークやロンドンではこれはあまり重要な問題ではないらしいので、研究自体が非常に遅れていまして、今、ヒートアイランド対策関係府省連絡会議というところで検討されているわけですが、それを我々としても審議状況を伺いながら、こういう観点についてももっと審議していただきたいという形で督促しているという状況であります。これについても、それを続けていこうと思っております。

そして、先ほど最初に申し上げましたように、9月以降はフォローアップの範囲、あるいは新たな課題について、これまでやってきたことよりも範囲を広げて検討していきたいと思っております。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。

八代さん、お願いします。

○八代委員 「構造改革特区・官製市場改革WG」でありますけれども、1枚めくっていただきまして、検討テーマであります。これは、昨年の構造改革特区と官製市場ワーキンググループが合体したものでありまして、なぜ合体したかということ、昨年の特区をつくるという仕事が一応終わったということですが、ただ終わったといっても、まだ特区自体は今、発展途上にあるわけですし、言わば当ワーキンググループは産みの親として、育ての親である特区推進室を協力して一緒に子育てをしていかなければならないさまざまな問題があるということでもあります。

第1に、評価委員会というのが8月ぐらいから立ち上げになるわけですが、これに対して最大限の協力を行うということでもあります。

これは、特区というのは言うまでもなく規制改革を促進するための手段ではあるわけですが、一部には逆それを遅らせる手段として使おうという動きもあるわけでございまして、これは評価に対してどれだけ時間をかけるかということにも関わる、一旦特区をつかった以上は、2～3年はゆっくりそれを評価してからでないと、全国展開すべきではないという意見も一部にはあるわけで、そういうことがないように、具体的に言いますと、評価に当たって明確な効果があ

るということだけに重点を置くのではなくて、明確な弊害がないことということを逆に重視することも大事ではないかというような観点から、評価委員会に対してさまざまな協力を行っていくことでもあります。

2番目は、新しく設ける特区について、これも昨年もそうでありましたが、特区室と協力して公開討論をやることによって、各省に対してもっと大胆な特区を認めるべく圧力をかけていくこと。

そのときに、例えば、下のような新しい提案もあると思いますが、昔からの古い提案、第2次答申において指摘されたにもかかわらず、まだ実現されていない残された課題、日本の医師免許を持たない外国人医師の医療行為の解禁とか、高齢者に対する最低賃金制度の適用除外とか、強制水先の必要な船舶の範囲の見直し等、今、特区ですら実現していないようなものについて、まず特区ベースで検討するべきではないかということでもあります。あと官製市場関係では、教育とか福祉分野における経営主体のイコールフットイングの問題、株式会社とかNPOの参入というのは、アクションプランでやられたわけですが、そのときに問題になっているのが憲法 89 条の解釈であるわけで、これについてきちっと理論的に武装するというを行うのが第1であります。

第2に、広義の社会保険事務等の簡素化・効率化ということで、これは労災保険にターゲットを置きたいと思ひまして、この労災保険というのは極めて単純な保険でありまして、ある意味で自動車損害賠償責任保険と非常に似ているわけであります。自動車を保有している人が強制的に加入するように、言わば労働者を雇っている事業者は強制加入で、事故が起こったときの損害賠償に應えることが目的なのですが、この事務が現在必ずしも効率的に行われていない。未加入者も非常に多いですし、そもそも保険料率の算定根拠が前回のヒアリングをしたときも明らかになりましたが、極めて不透明であって、きっちとした保険計算をやっているかどうか極めて疑わしいわけで、こういうものをある意味では民営化、あるいは大胆な民間委託によって、もっと効率化ができる1つの典型例ではないかと思っております。

2～3日前の新聞でも大きく出ましたが、国民年金の空洞化というのが急速に進んでいるわけですが、これに対して今の社会保険庁の事務というのが必ずしも効率的に行われていないのではないかと、未納者、未加入者対策についての情報開示をもって徹底的に行うとともに、例えば税と社会保険料の一体化ということで事務の連携も含めて、より実効性のある方策を必要としているのではないかと考えております。

あとは公物管理規定、昔からの大きな課題ですが、公共施設についてなかなか民間事業者を活用することが難しいということ。

それから、昨年官製市場で1つの大きな成果であります駐車違反对応業務の民間委託ということについて、一応9月に1つの方向性が出るわけですので、それについてもフォローアップをしたいということでもあります。

その他昨年の第2次答申に盛り込んだ官製市場改革のフォローアップを積極的に進めたいということでもあります。

次の「農林水産業・流通WG」については、今回は農業だけしかやっておりませんが、基本的に3つの大きな柱を考えております。これは昨年度に引き続き農地利用規制の運用厳格化と透明性を図る。それから、JAを中心とした農協規制の見直し。それから、多様な経営主体による農業経営の在り方等について検討したいということでもあります。

この目的は、株式会社の農地経営の参入問題がアクションプランで議論されておりますが、今のままでは、仮に株式会社が入ってきたところで、必ずしも効率的な農地経営ができないのではないかと。これは今の専業農家自体が抱えている大きな問題でありまして、とにかく農地が集約されない。零細農家が土地を抱え込んで離さないわけでありまして、なぜ離さないかという、それは我々の見方によれば、転用期待というのが非常にあるわけでありまして、耕作放棄

が起こっているのも同じ理由であると。本来耕作放棄というのは農地法違反でありまして、農地法というのは厳格な耕作者主義ということで、耕作しなければ農地は貸すか売るかしないといけないのですが、それが実際的には実現できていない。そういう意味では、耕作者主義の現代的な意味について検討するとともに、どうしたらきちっと農業を本当にやりたい人たちに農地が集まるかどうかということでもあります。

そのためには、農業委員会の在り方、この農業委員会というのが転用可能な農地の区分を自主的に決めているわけですが、これが必ずしも明確ではなくて、恣意的に行われている。それがまた農地の転用期待をあおっている面があるわけで、そこに重点を置いてやりたいということでもあります。

第2は農協問題であって、この農協というのは、本来は農家の協同組合であるわけですが、JAというのが今、巨大な組織として、事実上農家の選択肢を狭めている面がある。これをもっと農家が自由に農協を選択できるようにするためにも、まず今の農協自体の事業の透明化ということを明確にしなければいけない。特に、営農事業、経済事業、信用事業という3つの部門間の事業収支というものが必ずしも明確になってないわけで、言わばどんぶり勘定になっていることが、対等な競争ができない1つの原因になっているのではないかということでもあります。

3番目には、農業経営法人形態の多様化ということでありまして、現在農水省では農業生産法人というのがあるわけですが、これに対する株式会社の出資比率の制限の緩和が定められております。ある意味でこれが十分に緩和されれば、自主的に株式会社が間接的に農業生産法人を通じて入ることと同じになるわけですが、どれぐらいこれから緩和されるかというのが、まだ不明確であると。そういう意味では、これが実は極めて大きなインパクトを持っているわけでありまして、是非この辺についてヒアリング等を通じて、あるいは積極的な提言をしたいと思っております。

それから、先ほども高原主査からおっしゃいました、農地の賃貸方式での株式会社の参入というのが認められたわけなのですが、具体的にそれがどのように適用されるか、認定されるかが実は非常に重要でありまして、これについても注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、事務局から国際経済連携ワーキンググループにつきまして、よろしく願いいたします。

○宮川室長 それでは、時間の関係もございまして、簡単に御説明させていただきたいと思っております。23 ページ～30 ページの紙でございまして、最初の3枚紙は安居主査の御直筆の前文になっております。なお、このワーキンググループは新地から始めておりまして、最初から9回のワーキンググループを精力的に行っておりまして、この辺りの活動については、30 ページに記載しております。

前文のところでございますけれども、ポイントだけ申し上げますと、要するに世界各国の経済というのは、かつてないほど非常に厳しい国際競争にさらされているということと、経済のグローバル化が必然的な流れになっていること。そういった中で、特に貿易自由化交渉についてWTOの役回りが大分落ちてきておりまして、むしろFTA、EPAと呼ばれる地域間協定というのが非常に最近では盛んになってきている。

そういった中で日本の動きが非常ににぶいということで、これを加速化させる意味で、国内の市場開放や制度改革が必要なんだということで、26 ページ以降述べる5つのテーマについては是非精力的な検討が必要だというくさりになっております。

検討課題、26 ページでございますが、まず大きなカテゴリー1つといたしまして、人の移動関係でございます。人の移動につきましては、1. にございますように、観光、短期ビジネス関係ということで、特に観光ビザ等のノービザの対象国の拡大とか、ビザ手続の総点検云々ということ

で、手続の簡素化といったような1つの固まり。

2番目につきましては、外国人労働者の受け入れの話ということで、特に出入国管理施策の問題点、それから在留資格の要件の見直しということが(2)に書かれておりますが、取り分け特にこのワーキンググループで問題というか、関心を持っておりますのは、その次の「(3)高度人材の確保」ということをごさいます、今、途上国のこういった高度人材は、先進国の中で争奪戦になっておまして、こういう流れの中で日本だけそういう囲いをしていて、こういった人材を引き込まなくて大丈夫なのだろうかという問題意識からこの議論をしております。

次の27ページでございますが、日本版グリーンカードの創設ということで、やはりそういった高度な人材については、永住許可というのも含めて戦略的な人材確保策というのも考えていく必要があるのではないかとこの点の関心がございます。

3番目としては、人間の交流ということで、特に教育関係の国際交流が必要ということで、留学生関係のもろもろの制度見直し、外国語学校の日本校についてのものもろもろの制度改革というのが必要であろうという辺りがA、Bというところに書かれております。

それから、大きなカテゴリーとしまして、「モノ」の移動のところでございますが、特に次の一番下の「港湾・空港の国際競争力の強化」という中で、シングルウィンドウ化の話から始まりまして、特にCIQの官署のフルオープン徹底、これに関します民間委託の推進。

それから、星印がございますけれども、特にかぎとして強調したいのは、この港湾業務の自由化の推進ということで、先ほど八代先生の方からも御紹介ありましたけれども、強制水先の免除といった辺りの議論もする必要があるのではないかとこのことをごさいます。あとお金のところが、Ⅲのところをごさいます、最低資本金規制の見直しということで、これは神田先生のところとも御関係があるかと思ひます。

7の対日投資関係のところをごさいます、税解釈の明確化、それから事業形態の柔軟化といった辺りについても今後議論が必要であろうということをごさいます。

29ページでございますけれども、在留外国人に対します生活環境の充実ということで、居住の関係、医療環境の関係、教育環境の関係、こういった辺りの規制改革が必要ではないかということをごさいます。

最後になりますけれども、情報の取得が必要なシステムということで、特に知的財産保護ということをごさいます、最近アジア等で偽ブランド品、海賊版というのが日本に入ってきておるとこの辺りの水際の規制強化、特許審査の迅速化、権利侵害発生国に対しますクレームの在り方、こういった辺りについても議論をしていくということをごさいます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。大変急がせまして申し訳ございません。

それでは、残りました時間で、ただいまの御報告すべてにつきまして、御質問、あるいは御意見等がございましたら、御自由におっしゃっていただきたいと思ひます。

河野さん、どうぞ。

○河野委員 13ページの清家先生のところで御発言いただいた、3番目の「募集・採用における年齢制限の緩和」というのは、正確に言うと新たな年齢制限はしてはいけないルールを設けようということに近いという話と、もっと言うとこれは年功序列賃金から成果主義賃金へということに近い、非常に大きなことを含んでいるというふうに理解してよろしいですか。

これはそういう意味では、募集というのは事業者と書いてありますけれども、今、公務員でもある種募集に必ず年齢が付いているのですけれども、そのことも含めて非常に大きくそこら辺を前向きに変えていこうというようなことが述べられているというふうに理解してよろしゅうございますね。

○清家委員 おっしゃるとおりです。実は公務員については、今回担当の総務省からもヒアリングをする予定だったのでございますけれども、今、公務員制度の改革で非常に御多忙中ということで、

ちょっと日程をいただけませんでしたので、今後総務省とも公務員の問題についても協議していきたいと思っております。

○宮内議長 鈴木さん、どうぞ。

○鈴木委員 今、承って、私の場合でもそうですけれども、非常に重いものもあるし、あるいはフォロー型のもの、フォローが勿論軽いとは言いませんけれども、そういうものもあるということで、中にはさっき神田先生がちょっとおっしゃられた、郵貯や簡保の問題、公的金融の問題だなんていうとかなりヘビーな問題で、今までも取り上げようかと思ったけれども、取り上げるチャンスがなかったという経緯を持っているのですけれども、総じてこの活動というのは、全体でそれぞれ今までやってきたわけですけれども、何となく1つ不揃いな点があるんじゃないかという感じがしないではない。

今年、総合規制改革会議としては第3回目の提案ではないのであって、最終年の答申だということが第1にある。それから、これは3か年計画の3回目の終わりだということで、3の3ということで、何か示唆に富んでおるし、暗示をするものがあるんじゃないかという感じがするわけです。

そこで、私はこの辺で総合規制改革会議、あるいはその前の前身である行政改革委員会を通じて、いろいろ残っておる、あるいは、今まで未解決の極めて大きな問題というようなものを、これをひとつ取り上げて、それに注力するというやり方をしたらどうかと。

これまで7月までにやったアクションプランワーキンググループというのは、私はとにかく開かないところに風穴を開けたという意味では、非常に意味は大きかったと思いますので、ですからどういうテーマを取り上げるのかというのは、これはいろいろ意見があろうかと思いますが、この中で、そのワーキンググループだけではちょっとやり切れないといったら失礼だが、そういうふうを感じるものもあるし、あるいは重要な問題だけれども、幾つかのワーキンググループで重複しておるといふ認識もあろうかと思えます。いずれにしても、そういうものを通じて、第2次のアクションプランワーキンググループの形で、テーマをたくさん持って、かつそれぞれのやり取りも大変ですから、そのテーマはかなり絞った方がいいとは思いますが、そういうようなことをやって、借にそれが第1次のアクションプランのように完全に目的地に到達するということにならないとしても、しかしやはりそういう問題というのがまだ大きく残っておるのだということを示して、かつ一歩でも前進させるという手法でやったらよろしいんじゃないか。

そうすることによって、十幾つかに分かれてやっておる個別の作業について、全体をながめると見る人によってはばらばらだというふうに見られないこともない。そういうものに対して一本筋を通すという行動がやはり最終年の活動としてふさわしいのではないかという気がちょっとするものですから、意見として申し上げたいと思います。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、八代さん、どうぞ。

○八代委員 今、鈴木さんが言われたことは、全面的に賛成でありまして、やはり前期のアクションプランワーキンググループは、かなり成功したと思ひまして、長らく積み残しになっていた問題が、一応妥協したとしても実現した面があるわけで、是非この手法を後期のアクションプランでも取り入れる必要があるのではないかと思います。

特に規制改革というのは、もう制度改革と一体的に行なわなければいけないわけで、先ほど神田さんが言われた、郵貯・簡保なんかの問題についても、当会議として少なくとも言うべきことは言うておく、論点をきつと整理しておくということが大事だと思います。勿論相手があることですから、そう簡単にはできないと思いますが、少なくとも規制改革会議がこういうことをきちんと提言したということは、次の推進機関につなげるという意味でも極めて重要ではないかと思ひます。

○宮内議長 ありがとうございます。

あと御意見ございますでしょうか。奥谷さん、どうぞ。

○奥谷委員 神田さんの6ページのところなんですけれども、先ほど八代委員がおっしゃったような、郵貯・簡保の問題もそうですが、郵政公社を民営化するということまできちっと持っていくのかということも、この規制改革のテーマになるのではないかとということと、競争政策の方の官公制度の抜本的な見直しというのがありますが、今ほとんどこれは基本的にはものを基準とした入札になっているのですね。規格ですとか、ソフトとかという入札に関しては、官公庁側がそれを見分ける力がないために、すべて値段で決めてしまうんです。要するに、安ければ何でもいいみたいな。そこのソフトとか規格に対する値打を判断するという部分と、特にベンチャーが官公の入札をする場合に、バランスシートの流動資産が多いかどうかでランキングを付けられてしまうんです。そうすると、ベンチャーですから流動資産がたくさんあるわけではないわけで、結局そこで下の方になってしまう。それで、入札のチャンスがなくなってしまう。そういったようなところも抜本の見直しの中に、細かいことですが入れていただかないと、なかなか新規産業を創設するとか、企業をつくっていくといっても、こういう官公庁の需要を促進することによって、ベンチャーを育てるということに対する制度がなかなかできてないというのが基本にあると思います。

○宮内議長 ありがとうございます。神田さん、何か。

○神田委員 一言だけ簡単に申しますと、最後の点ですけれども、基本におっしゃるとおりの問題意識を持っていて、官公需という日本の制度は競争をするなという制度に基本的になっておりますので、今、奥谷委員のおっしゃったようにベンチャーを育てるという発想は、全然ないという語弊がありますけれども、そういう観点から今、御指摘のランク制ですとか、そういったいろんな基本的な問題があつて、しかしこれは他方で非常に難しい問題だということで、これまであまり手が付けられていなかったということだと思います。

したがって、先ほどからありますように、最終年度だということなので、この総合規制改革として言うべきことはきちんと行って、あとに残すという表現がいいかどうかわかりませんが、そういうことだとすれば恐らく今、御指摘のような点を含めて、官公需制度についてきちんと言うべきことは言うという取り組みを取り上げるのであれば、する必要はあると思います。

○宮内議長 ありがとうございます。

清家さん、どうぞ。

○清家委員 ちょっと今までの意見とは違うんですけれども、この前ハローワークの問題のときにも発言しましたが、ハローワークの問題とか、あるいは今、取り上げられているような民営化、あるいは制度改革の問題、みんな大切な問題だとは思いますが、私はこの会議はやはり規制の問題というのを中心的に取り上げるつもりで参加しておりますので、あまり民営化とか制度改革の話が入ってくると、特に行政改革、民営化等の話が中心になると、ちょっと私はこの会議の在り方としては違和感を感じます。

○森委員 今の御発言は非常に疑問に思うのですが、官営市場を民営市場に移す、つまり競争社会に移すという規制改正をやっておるわけなんで、まさに大事なポイントではないですか。そのことが大事で、さっきの奥谷さんの御発言のように、官は競争しないで公平ばかりを言って、責任を取ることがないものですから、客観的な基準と称して、つまりは競争させないようなことしかやらないというために進歩がないわけです。だから、やはり官の手から離して民間に委ねるしかないということなんだろうと思うんですが、違うのですか。

○宮内議長 八田さん、どうぞ。

○八田委員 例えば、郵政の場合には、一応民間が運んでもいいものは親書でないもので、親書は郵政がやらなければいかぬというときに、その親書の定義は何かということになると。そういうことというのは、やはり規制だとみなすことができるし、しかしそこを変えてしまうともう郵政公社自体の存在意義がかなりなくなってしまうという、非常に重複した問題があると思

うのです。

やはりその重複したことについては、どんどん我々の会議の方からも言っていったいいのではないかというふうに私は思いますけれども。

○鈴木委員 清家先生とも何度もやり合ったのだけれども、ちょっと私も清家先生の考え方に違和感を感じる点があります。やはりさっき八代委員が言われたけれども、規制緩和というのが1つの制度改革時代に入っておるといっても、もともとそういうものではないかというふうに思います。

民営化というようなものは、例えば経営形態の問題というのは規制の問題ではないという議論は、私は到底組みしえない。ということは何かというと、国家が独占して民間にやらせないということがいわゆる国営の問題なのです。それは規制の最大たるものではないかと。そういうとらえ方をしたら、民営化の問題というのは規制の問題ではないということではなくて、民営化の問題こそ規制のスタートラインであり、第1だというふうに私は思うものです。清家委員とは違和感をともにするような感じだと思いますけれども、やはり違和感を感じます。

○宮内議長 今日から少し夏休みに入るということでございますが、私は今の違和感の話は別にいたしまして、一番最初に鈴木さんがおっしゃいました、最終回であること。最終答申で、言うならば平年のようなラウンドで終わるということではなく、やはり次に何かつなぐような形の答申しておくこと。そうすると、やはり先般のアクションプランのような、なかなか到達はしないけれども、テーマはこれですと、できるだけ国民に御理解を求めるようなものを出しておく義務があるのではないかと。そういう意味では、鈴木さんのおっしゃったものと同じ意見でございまして、そういう意味では今日の中で言うならば通年の今期できるだけのことをやろうというもの、大変これは難しい、とてもあと数か月では解決しないなというものと両方出ているような気がいたします。

したがって、我々のやるべきことはこの両方にできるだけタックルするしか仕方がないんじゃないかと。どこまでできるかわかりませんし、ある意味ではドンキホーテみたいなどころへぶつかるかもわからないけれども、そういうことをやることによって規制改革の重要性というものの理解ができ、我々の間で解決できなくても次の主体が取り組んでもらえるという希望も持てるかもわかりませんので、もしそういう方向性であるとしたら、できましたら夏休みの間にもう一度皆様方、事務局を通じまして御意見をじっくり拝聴いたしまして、通年のものとアクションプラン的なものというふうな、ちょっと寄り分けのようなことができるかどうかやらせていただくということではいかかかと思うのですけれども、そういうことにつきまして御意見ございましたら、どうぞ、村山さん。

○村山委員 そのようにしていただくのが一番いいと思いますし、今まで考えていたのだけれども、どこのワーキングでやるのかよくわからなかった。そして割と大きなテーマで再販制度というものもあると思うのですけれども、急にこんなところでこんなことを言うと、君は何を言っているんだみたいな感じもあるんですけれども、それを取り上げるかどうかは別として、どうせ最後なんだしということもあって、そんなことをもし取り上げられたら。面白いという言葉は非常に不謹慎なので申し上げませんが、どうかと思ひまして言ってみました。

○宮内議長 そういう面も含めて申し上げたわけでもございまして、もし御異論がないようでもございましたら、そういう形で8月はこの場では皆様方となかなか議論がまとまりませんので、できるだけ最大公約数的なお考えを決めて、最終答申にふさわしいというものに持っていきけるかどうかということトライさせていただきたいということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございませうか。

それでは、先ほど私、一言申し上げたいと思っていたことで、高原さんのやっておられます、事業活動円滑化WG、これ集中月間ということで、ものすごい膨大なものが来まして、高原さんお願いしますと言ってほうり投げるというのは、これはちょっと当会議といたしましても事実上無

理なんだろうと。したがって、あらゆる分野にわたっておりますので、高原さんにリードを取っていただきまして、御関係のある委員の皆様方全員で協力していただくという体制は、是非お願いしたいと思います。ワーキンググループは効率を上げるために便宜的に分けたということございまして、当会議として最大の成果を上げないといけなということございまして、私からも是非お願い申し上げたいと思います。

○高原委員 各委員の方、よろしくお願ひいたします。

○宮内議長 それでは、最後に事務局から御連絡がございましたらどうか。

○小平統括官 スケジュールを申し上げます前に、私の方から1点会議で紹介をするようにという話がありましたので申し上げたいと思いますが、今日欠席をしておりますけれども、米田副大臣が私に、特に学校法人の設立につきまして、3つほど指摘がございまして、御自分が今日出席できれば自分の方から申し上げたいということでありましたが、代わりに私に御紹介しておくようにということでございましたので申し上げたいと思います。

これは、今のお話にも若干関係するかと思いますけれども、秋以降検討をお願いできればということで、基本的な問題意識は株式会社の参入と並んで学校法人の新規参入が容易にできるように、あるいは学校法人に対する規制が非常に厳しいということで、学校法人の規制緩和についても考えてもらいたいというようなことございまして。

具体的には3点ございまして、まず第1点は、私立大学につきまして、借り入れをすることが認められていないということで、すべて寄付金をいただいて、その基金でやるという仕組みになっているけれども、新しい校舎を建設するというようなことが、借入金ができないことによって非常に阻害をされているので、借入金ができるようにするということを検討したらどうかということ。

もう一つ、同じく私立に関しまして、現行では4年分の運営費を事前に基金として積み立てておく必要があるということですが、大学を機動的に運営していくという上では見直しが必要だということで、弾力的な運用ができないかということでございまして。

3番目が、高等学校以下の設置につきまして、私立学校審議会、これは県の話かと思ひますが、この役割ですけれども、現状4分の3を私学の関係者が占めているということで、これが事実上の参入障壁になっているのではないかと。この在り方を抜本的に見直しをいただきたいというようなことで、3点副大臣の方からございましたので、御紹介を申し上げます。

同じような点は、たしか社会福祉法人とかそこら辺でも指摘があったかと思ひますが、副大臣の方からは学校法人ということでございましたので、御紹介を申し上げます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。そのおっしゃった中で、もう既に何度か取り上げたものもございまして、是非教育ワーキンググループで御検討いただくということをお願いしたいと思います。

それでは、宮川さん、お願ひします。

○宮川室長 失礼いたしました。次回の会合は、今の話がございまして、また議長とも御相談をさせていただきながら決めさせていただきたいと思ひますが、一応8月の下旬から9月の中旬にかけて1度開催をしたいというふうに思っております。また、個別の日程については調整をさせていただきたいと思ひます。

それから、先ほど分厚い資料を封筒に入れさせていただきましたけれども、今、高原委員のところまでやっていただいております、民間からの要望ということにつきまして、1ラウンド目各省からの意見をちょうだいしておりますが、一部まだ未提出の官庁がございまして、これについては追っかけまいります、ちょっと時間の関係がございまして、これができ次第ホームページに入れようと思っておりますので、この辺りもし御参考にしていただければと思っております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。少し時間が遅れましたけれども、以上をもちまして本日の会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。